

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、203者以上が見込まれる。

令和6年1月4日

支出負担行為担当官

北海道開発局 札幌開発建設部長 小林 幹男

1 業務概要

(1) 業務名 札幌開発建設部 道路許認可審査・適正化指導業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、道路法等に基づく特殊車両通行許可申請の審査等並びに札幌道路事務所管内において、道路占用許可等の審査等及び適正化指導の補助的業務を行うものであり、円滑な行政手続きにより適切な道路利用を推進することを目的とするものである。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務の遂行に当たっては、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものとする。

ア 特殊車両通行許可申請の審査等

(ア) 許認可審査業務

- ① 道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可申請書等に係る窓口対応、受付、審査、電算機への入力及び書類の作成・整理を行い、その結果を報告する。
- ② 関係各機関(自衛隊外)からの協議等及び道路運送車両の保安基準第55条に基づく基準の緩和申請の事前協議にかかる審査等を行い、その結果を報告する。
- ③ 許認可審査に必要な資料の整理及び道路情報便覧収録作業(必要な資料収集及び該当資料の確認、更新データの作成等)を行い、その結果を報告する。

(イ) 適正化指導業務

特殊車両の通行状況計測結果確認書の確認を行い、その結果を報告する。

イ 道路占用許可等の審査等

(ア) 許認可審査等業務

- ① 道路法等に基づく申請書類に係る窓口対応、受付、審査等

札幌道路事務所管内における道路法に基づく以下の申請書類に係る窓口対応、受付、審査（現地状況あるいは情報ボックス等の埋設状況の確認等を含む。）、書類作成、及び実施状況の現地確認を行い、その結果を報告する。

ア) 道路法第24条に基づく道路工事施行承認に関する事務

・歩道切り下げ工事をはじめとする乗り入れ工事等

イ) 道路法第32条及び第35条に基づく以下に掲げる道路の占用の許可並びに第39条に基づく占用料に関する事務

・電柱、水道管、下水道管、ガス管、その他の工作物等の占用物件

ロ) 道路法第22条及び第58条に基づく以下に掲げる道路損傷復旧に関する事務

・交通事故等により道路に損害を与えた場合等

エ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）及びキャブシステムに関する事務

・電線共同溝（電線を収容するための道路の地下に設ける施設）及びキャブシステムを占有する場合等

カ) その他、調査職員が必要と認めた道路管理に関する補助的事務

・道路の区域変更及び供用開始、通行規制、国家賠償、調査報告等に係る関係書類の作成・確認

② 札幌道路事務所管内における取付協議（国道に他の道路が取り付く上で必要となる協議）に係る窓口対応、事前打合せ、受付、審査（現地状況あるいは情報ボックス等の埋設状況の確認等を含む。）、書類作成、実施状況の現地確認等を行い、その結果を報告する。

③ 札幌道路事務所管内における苦情申立（行政相談）等に係る窓口対応、受付、伝達、必要に応じて現地立会等を行い、その結果を報告する。

④ 災害時等緊急時における業務

地震災害、風水害、雪害等の災害発生時及びそれらのおそれがある場合など緊急時において対応し、その結果を報告する。

(イ) 適正化指導業務

① 道路法等に基づく指導取締り補助

札幌道路事務所管内における道路区域内の未承認工事、不許可看板等の不法占用物件、放置自転車等についての状況把握、及び必要に応じて対象者への道路法等の関係法令の説明並びにそれらの記録を行い、その結果を報告する。

② 適正化に係る各種資料等の整備

札幌道路事務所管内における適正化指導業務に係る各種資料等の作成等を行い、その結果を報告する。

ウ 報告

管理技術者は、前記各項において、担当技術者から報告を受けた場合には、遅滞なく調査職員に報告する。

エ 許認可等の予定件数

許認可等の件数は次のとおり予定しているが、申請等の状況等により増減がある。

(ア) 特殊車両通行許可申請の審査等許可件数

① 許認可審査業務

ア) 業務－１（オンライン・個別協議あり）	15,300 件／年
イ) 業務－２（オンライン・個別協議なし）	9,200 件／年
ウ) 業務－３（窓口・個別協議あり）	70 件／年
エ) 業務－４（窓口・個別協議なし）	510 件／年
オ) 業務－５（他機関からの協議）	1,500 件／年
カ) 業務－６（その他問い合わせ対応）	3,700 件／年
キ) 業務－７（許認可審査に係る図面等の整備）	40 件／年

② 適正化指導業務

35,000 件／年

(イ) 道路占用許可等の審査等

① 許認可審査等業務

775 件／年

② 適正化指導業務

5 回／年

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するに当たって、競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は、創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の視点から各提案を行う。

ア 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

イ 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこと。

評価テーマ：特殊車両通行許可及び道路占用許可等の審査等に係る事務を履行当初からの確かつ迅速に行うための具体的な取り組みについて

(5) 成果品について

成果品は以下のとおりとする。

ア 業務実施報告書 1式

イ 引継事項記載書 1式

ウ 打合せ記録簿 1式

(6) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。

(8) 本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

- (9) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (11) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (12) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格

- (1) 競争参加資格確認申請者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア 単体企業

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争参加資格の決定を受けていること。
- (ウ) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (オ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (カ) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

イ 設計共同体

アに掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年1月4日付け北海道開発局長）に示すところにより、札幌開発建設部 道路許認可審査・適正化指導業務に係る設計共同体としての競争参加資格の決定を受けている者であること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページにて掲載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

- (2) (1)ア(イ)に掲げる令和5・6年度の一般競争参加資格の決定を受けていない者又はイに掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者（(1)ア(イ)に掲げる令和5・6年度の一般競争参加資格の決定を受けていない者を構成員とする場合を含む。）も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、上記の一般競争参加資格の決定を受けていなければならない。

(3) 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ロ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、北海道開発局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵

触するものではないことに留意すること。

(4) 競争参加資格確認申請者に関する要件

ア 中立公平性に関する要件

本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携を行うなど、中立性・公平性に欠ける者であってはならない。

イ 誓約書の提出

上記アにおける中立公平性を確認する資料として、誓約書（様式 11）を提出すること。また、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書等と同様とする。

ウ 業務実施体制に関する要件

(ア) 競争参加資格確認申請者は、北海道内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

(イ) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(ウ) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(エ) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

エ 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成 21 年度以降に完了した以下に示す業務（令和 5 年度完了予定も対象に含む。）において、1 件以上（設計共同体の場合は、構成員のいずれかの企業が有していればよい。）の実績を有すること。

ただし、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を
行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、行政事務補助
業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討
・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業
務及び開発行政事務支援業務

(5) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

(ア) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）

(イ) 1 級土木施工管理技士

(ウ) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者

(エ) R C C M又は R C C Mと同等の能力を有する者（※ 1）（技術士部門と同様の部門に限る。）

(オ) 道路法第 71 条第 4 項の道路監理員の経験を 1 年以上有する者

(カ) 河川又は道路関係の技術的行政経験（※ 2）を 20 年以上有する者

※ 1 「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成21年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和5年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成21年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

(ア) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（道路）（類する業務を含む。）、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、CM業務及びPFI事業技術アドバイザー業務

(イ) 類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務（道路）、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務及び開発行政事務支援業務

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

(6) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者（設計共同体の場合は、その代表者）と直接的雇用関係がなければならない。直接的雇用関係が確認できる資料を様式12に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者

の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(7) 手持ち業務量

ア 配置予定管理技術者は、令和6年4月1日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が500万円以上の業務をいい、本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、履行期限が令和6年3月31日以前となっているものは含まない。さらに複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。以下、同じ。

令和6年4月1日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。その上で、配置予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、北海道開発局競争契約入札心得第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

イ 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和6年4月1日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあつ場合には契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者を交代せずに業務の履行を継続した場合は、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずる。

(ア) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(イ) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(ウ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(8) 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの者であること。また、受注者は、契約締結日までに資格等が確認できる資料を提出すること。

なお、1つの履行場所（業務対象本部課又は札幌道路事務所）において、担当技術者

を複数名配置する場合、1名が以下のいずれかの資格等を有すること。ただし、資格を満たす担当技術者の配置割合は、1/5（人）を下回ってはならない。（「特殊車両通行許可審査業務」は1/3（人））。

- (ア) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- (イ) 1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士
- (ウ) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- (エ) R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る。）
- (オ) 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者（※2）
- (カ) 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- (キ) 河川又は道路関係の技術的行政経験（※3）を5年以上有する者

※1 「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※2 複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

※3 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

イ 配置予定管理技術者相当の担当技術者の配置要件

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の(ア)から(ウ)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時に(ア)から(ウ)が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、北海道開発局競争契約入札心得第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- (ア) 予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (イ) 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (ウ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(9) 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容がほとんど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行う。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」

という。)の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行う。

ウ 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の評価方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の満点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 配置予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針など

(ウ) 評価テーマに対する技術提案

(エ) 賃上げの実施に関する評価

(オ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = ((ア)に係る評価点) + ((エ)に係る評価点) + (技術提案評価点) × ((オ)の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = ((イ)に係る評価点) + ((ウ)に係る評価点)

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ上席契約専門官

電話011-611-0194（内線2249）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和6年1月4日（木）から令和6年2月20日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日という。）を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

令和6年1月4日（木）から令和6年1月24日（水）11時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和6年1月24日（水）11時00分までに、上記4(1)へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

ア 実施場所：北海道開発局札幌開発建設部

イ 実施期間：別途通知（実施する場合）

ウ ヒアリング時間：別途通知（実施する場合）

エ 出席者：配置予定管理技術者

オ ヒアリングにおける質疑応答内容

(ア) 配置予定管理技術者の経歴について

(イ) 配置予定管理技術者の業務実績について

(ウ) 取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について

(エ) 評価テーマについて

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和6年2月7日（水）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）及び託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和6年2月20日（火）11時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和6年2月20日（火）11時00分。提出先は、北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ上席契約専門官。

ウ 郵送又は託送による入札の受領期限は、令和6年2月20日（火）11時00分。

郵送又は託送先は、北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ上席契約専門官。

開札は、令和6年2月22日（木）北海道開発局札幌開発建設部入札室にて行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (6) 本業務にかかる落札及び契約締結は、令和6年4月1日を予定しているが、予算成立が令和6年4月2日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行う。

- (7) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 詳細は入札説明書による。